

**一般国道464号 北千葉道路(市川市～船橋市)の
計画段階環境配慮書・構想段階評価書について**

千葉県

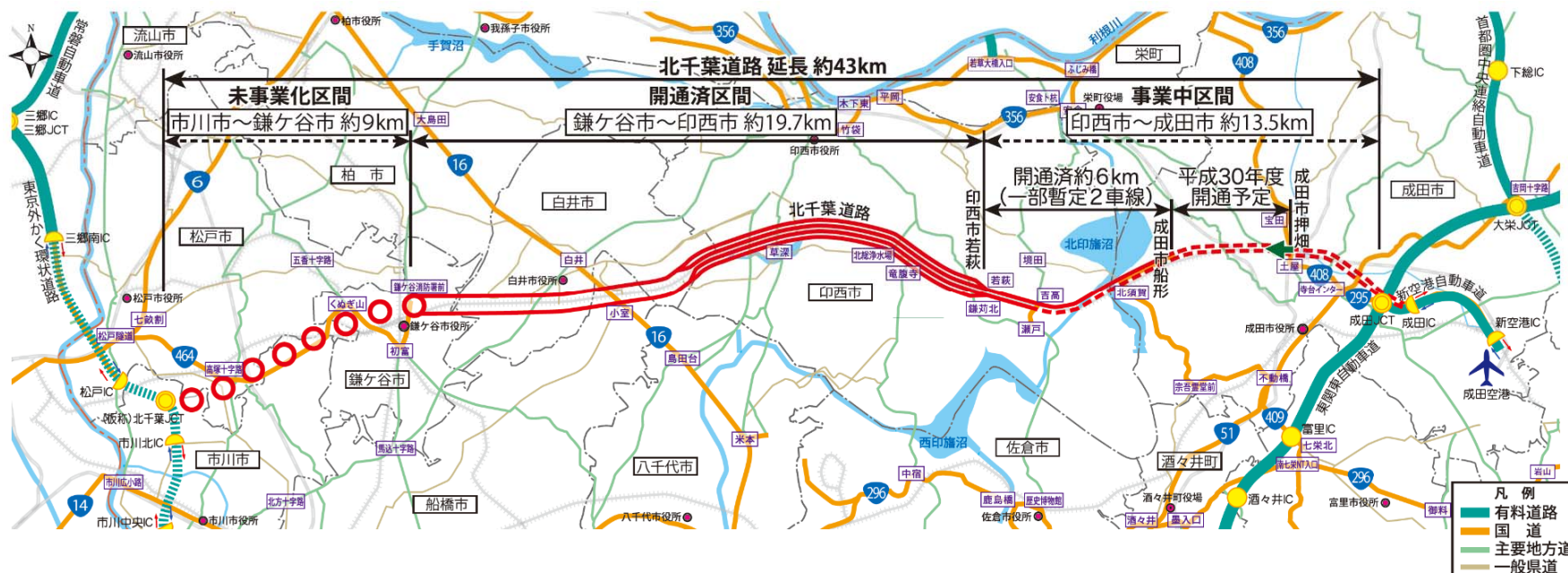
北千葉道路の概要と事業の目的

●北千葉道路の概要

- ・常磐道と東関東道のほぼ中間に位置する千葉県北部で計画されている全長約43kmの道路。
- ・鎌ヶ谷市から成田市間は、開通済又は事業中。
現在、未事業化区間の市川市（外環道）から鎌ヶ谷市間の約9kmについて、事業化に向けて、国、県、沿線市において、道路構造等の検討を実施中。

●事業の目的

- ・東葛飾、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化、地域相互の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与することが期待。
 - 成田空港等の拠点への広域高速移動の強化
 - 周辺道路の渋滞の緩和
 - 災害時の緊急輸送ネットワークの強化



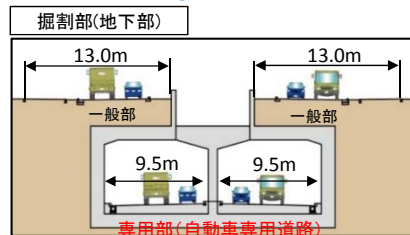
北千葉道路(市川市～白井市)の検討状況

●現在検討中の道路構造等

- ・市川市から鎌ヶ谷市間は、一般部（4車線）と専用部（4車線）の併設構造とし、専用部（自動車専用道路）の構造は、早期整備が可能な高架構造を基本とする。（整備イメージ②）
- ・但し、（仮称）北千葉JCTから約2kmの専用部は、外環道との連続性を踏まえ掘割構造とする。（整備イメージ①）
- ・鎌ヶ谷市から船橋市（国道16号）間も一般部と専用部の一体構造とする。（整備イメージ③）
- ・船橋市（国道16号）から白井市間は、沿道アクセスをコントロールした一般道として整備する。（整備イメージ④）

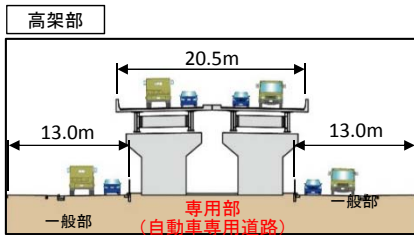


整備イメージ①

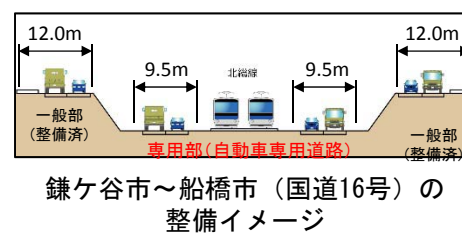


市川市～鎌ヶ谷市の整備イメージ

整備イメージ②

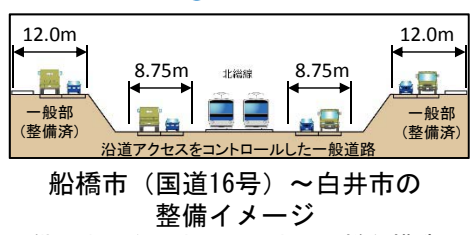


整備イメージ③



鎌ヶ谷市～船橋市(国道16号)の整備イメージ

整備イメージ④



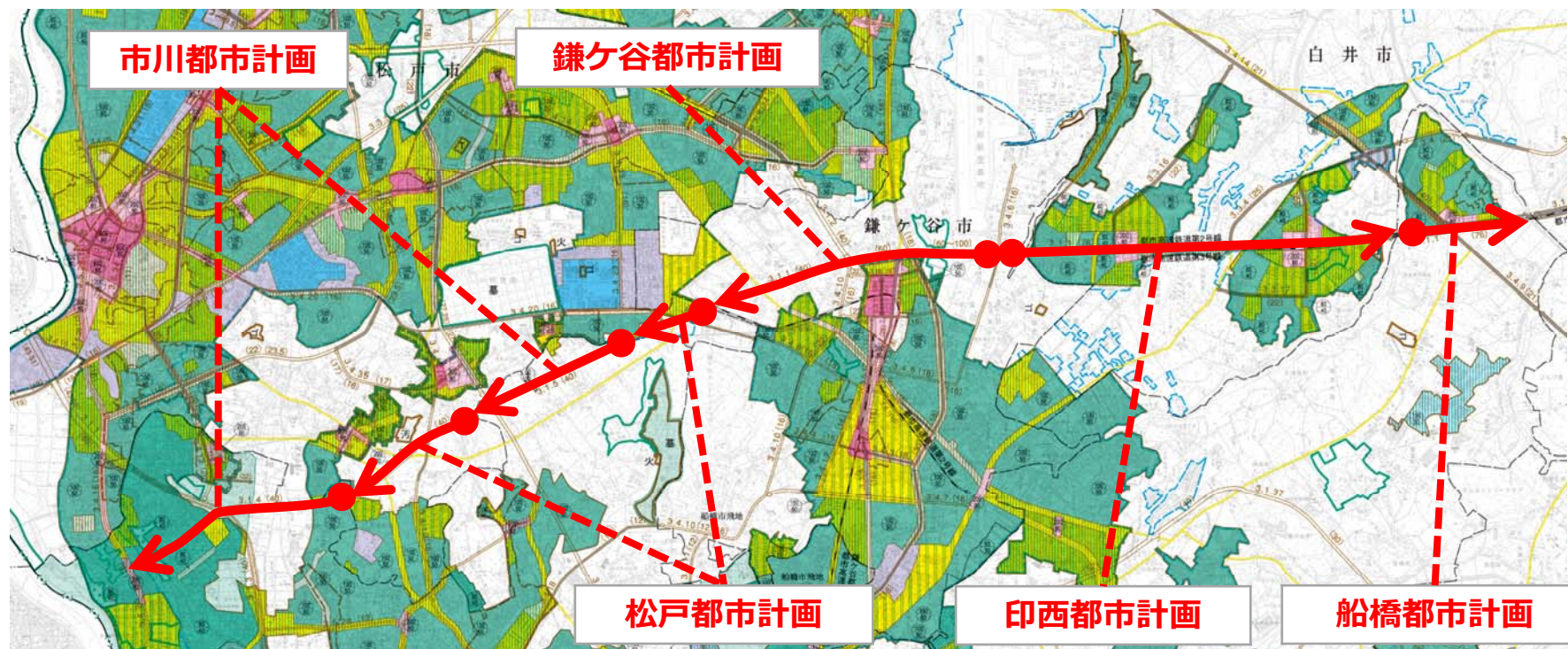
船橋市(国道16号)～白井市の整備イメージ
(供用中の白井市～印西市と同様な構造)

※幅員については、道路構造令の車道幅員、路肩等を基に計画。今後、詳細な道路構造については検討。 2

都市計画決定状況と環境アセスメント・都市計画手続き

●北千葉道路の都市計画決定状況と必要性

- ・北千葉道路の市川市～船橋市間は、昭和44年に都市計画決定済。
- ・当時は、一般道路の計画であったが、現在、自動車専用道路を新たに設ける計画であることから、都市計画変更が必要。



●環境アセスメント・都市計画手続き

平成23年度 環境影響評価法の改正

- ・計画段階環境配慮書手続（配慮書手続き）の創設（平成25年4月1日施行）

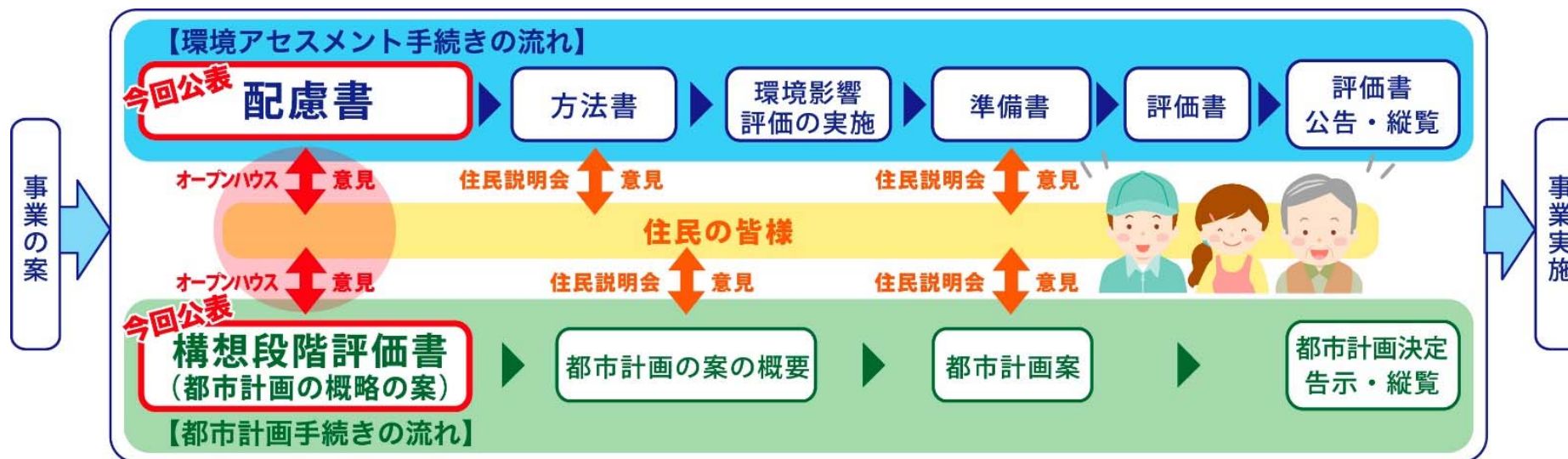
平成25年度 都市計画運用指針の改正

- ・都市計画の構想段階における手続き（構想段階評価書）の充実

北千葉道路（市川市～船橋市）については、一般国道4車線以上かつ10km以上となるため、第一種事業（環境影響評価法第2条第2項）に該当することから、配慮書・都市計画の構想段階手続きを行う。

■環境アセスメント・都市計画手続き

●環境アセスメント・都市計画手続きの流れ



●計画段階環境配慮書（配慮書）とは

- ・事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のため適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。

●構想段階評価書（都市計画の概略の案）とは

- ・都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案の立案段階において、都市計画上の見地から総合的な評価を実施し、その結果をまとめた図書。

環境アセスメント手続きとは・・・

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。

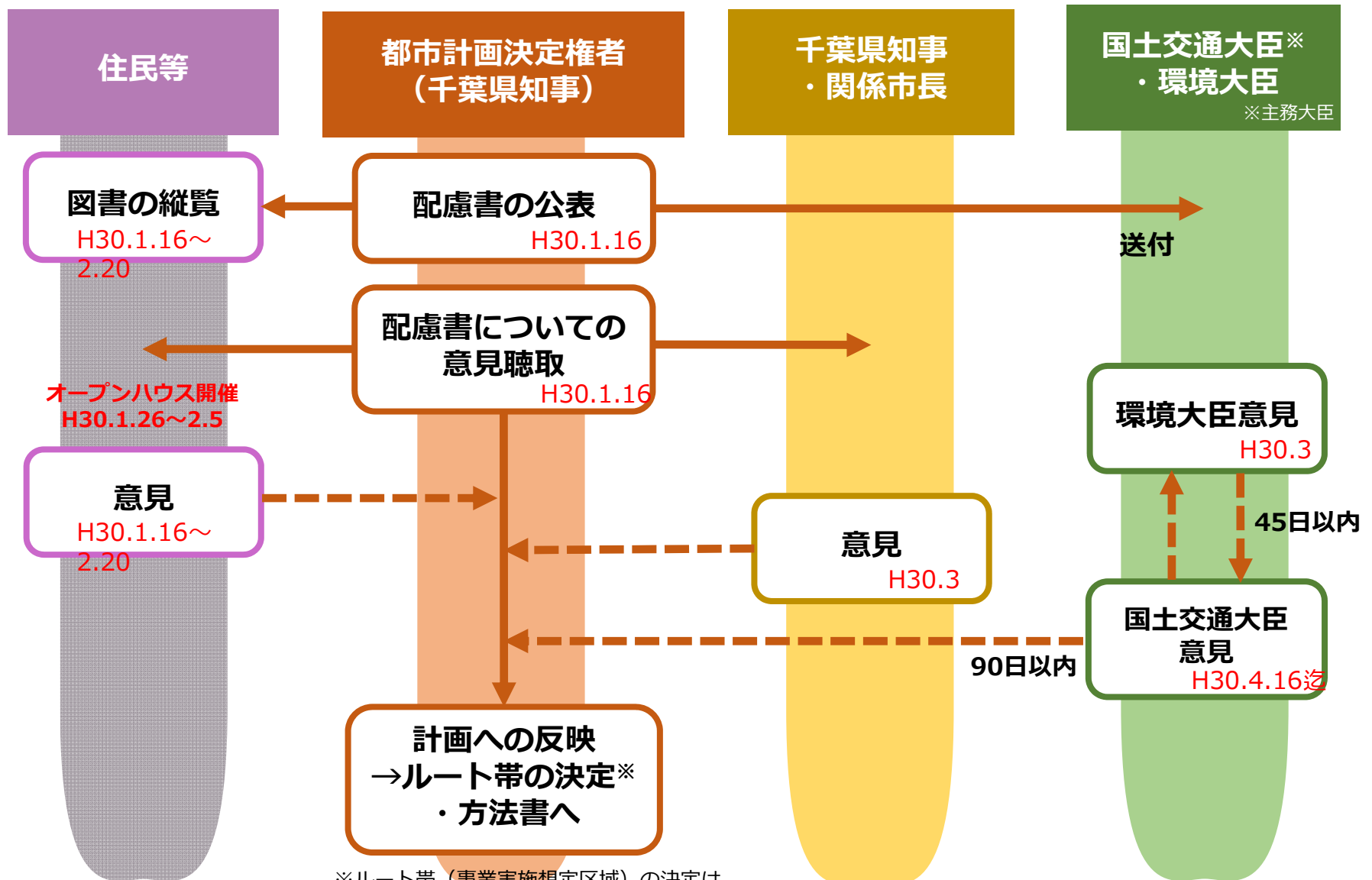


都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聴きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。



配慮書手続きの流れ



※ルート帯（事業実施想定区域）の決定は都市計画の概略の案の決定と一体的に行う。

※環境影響評価法に基づき実施

■配慮書の構成

第1章 都市計画決定権者の名称

- 都市計画決定（変更）手続きと一体的に手続きを行うため、環境影響評価法の規定により、**都市計画決定権者（千葉県）**が手続きを実施。

第2章 目的及び内容

- 事業の目的、手続きに至る経緯やルート設定の考え方。

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

- 主務省令※の項目に従い、構想段階（配慮書）の検討を行うのに必要な**事業特性、地域特性**を把握。

※記載項目は、国土交通省令（平成10年6月12日建設省令第10号）の指定並びに、道路環境影響評価の技術手法（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所、（独）土木研究所）の指針に準拠

- 概況の把握は**既存資料※の収集**により実施。

※一般に公表されているもの

第4章 調査・予測・評価結果

- **供用後※を対象**として、事業特性や地域特性を踏まえ、構想段階において、**重大な影響のおそれがある環境要素**を選定。

なお、回避が困難、又は必ずしも十分に低減されない環境影響は、**方法書以降で詳細に検討**する。

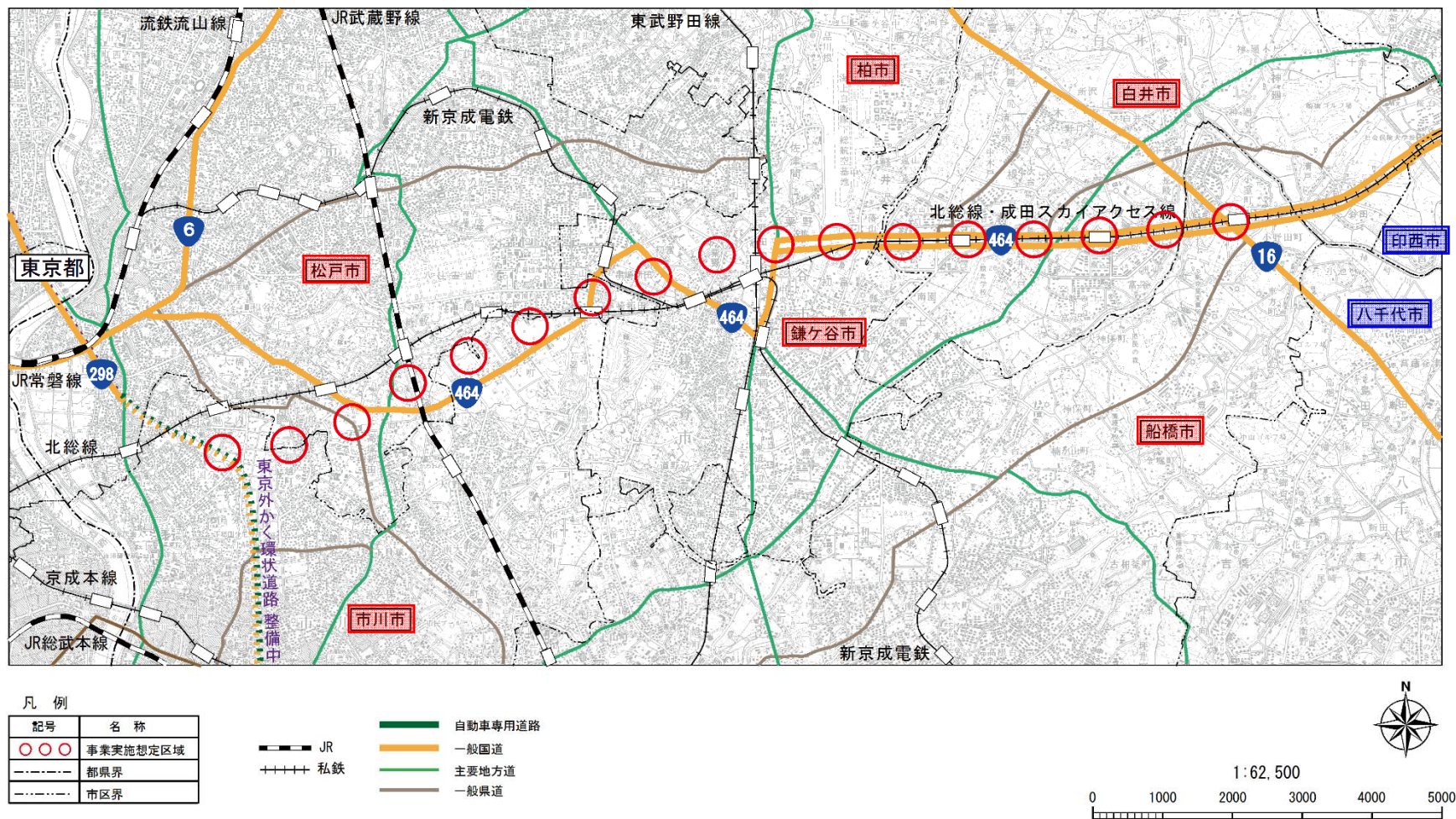
※工事中の影響は対象としない。構想段階においては、工事中の影響を検討するための、建設機械の稼働や工事施工ヤードの設置等に関する計画まで決まるような熟度に達していないため。6

■事業実施想定区域

●事業実施想定区域及びその周囲

- ・事業実施想定区域が該当する対象自治体(6市):市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市、白井市、船橋市
- ・事業実施想定区域の周囲の対象自治体(2市) : 八千代市、印西市

下図の範囲について、省令に基づき、地域特性(自然的状況、社会的状況)に関する情報を把握。

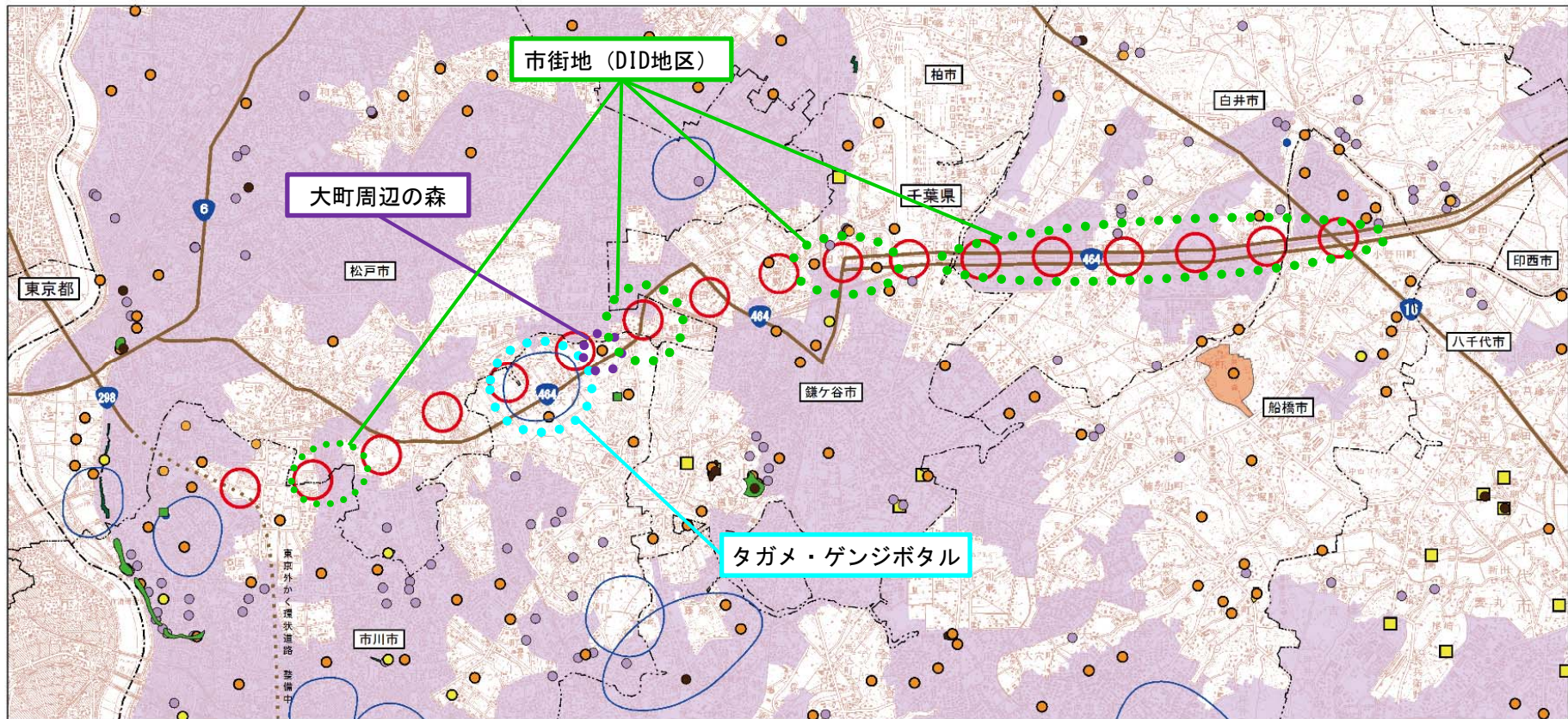


配慮書における「配慮事項に係る予測及び評価結果(1)」

計画段階配慮事項に係る予測・評価した結果は以下のとおり。

計画段階 配慮事項	予測及び評価結果
大気質 騒音	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間、鎌ヶ谷市～船橋市間のいずれの区間のルートも一部が市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があるものと評価します。
動物	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、タガメ・ゲンジボタルの一部の生息地を通過すると予測するため、動物に影響を与える可能性があるものと評価します。 鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種の生息地等の改変は生じないことから、動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
植物	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、重要な種の生息地を回避していると予測するため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種・群落の生育地等の改変は生じないことから、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、まとまって存在する自然環境を回避していると予測するため、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、まとまって存在する自然環境の改変は生じないことから、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、主要な景観資源(大町周辺の森)を通過すると予測するため、景観に影響を与える可能性があるものと評価します。 鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、主要な景観資源等の改変は生じないことから、景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。

配慮書における「配慮事項に係る予測及び評価結果(2)」



凡例

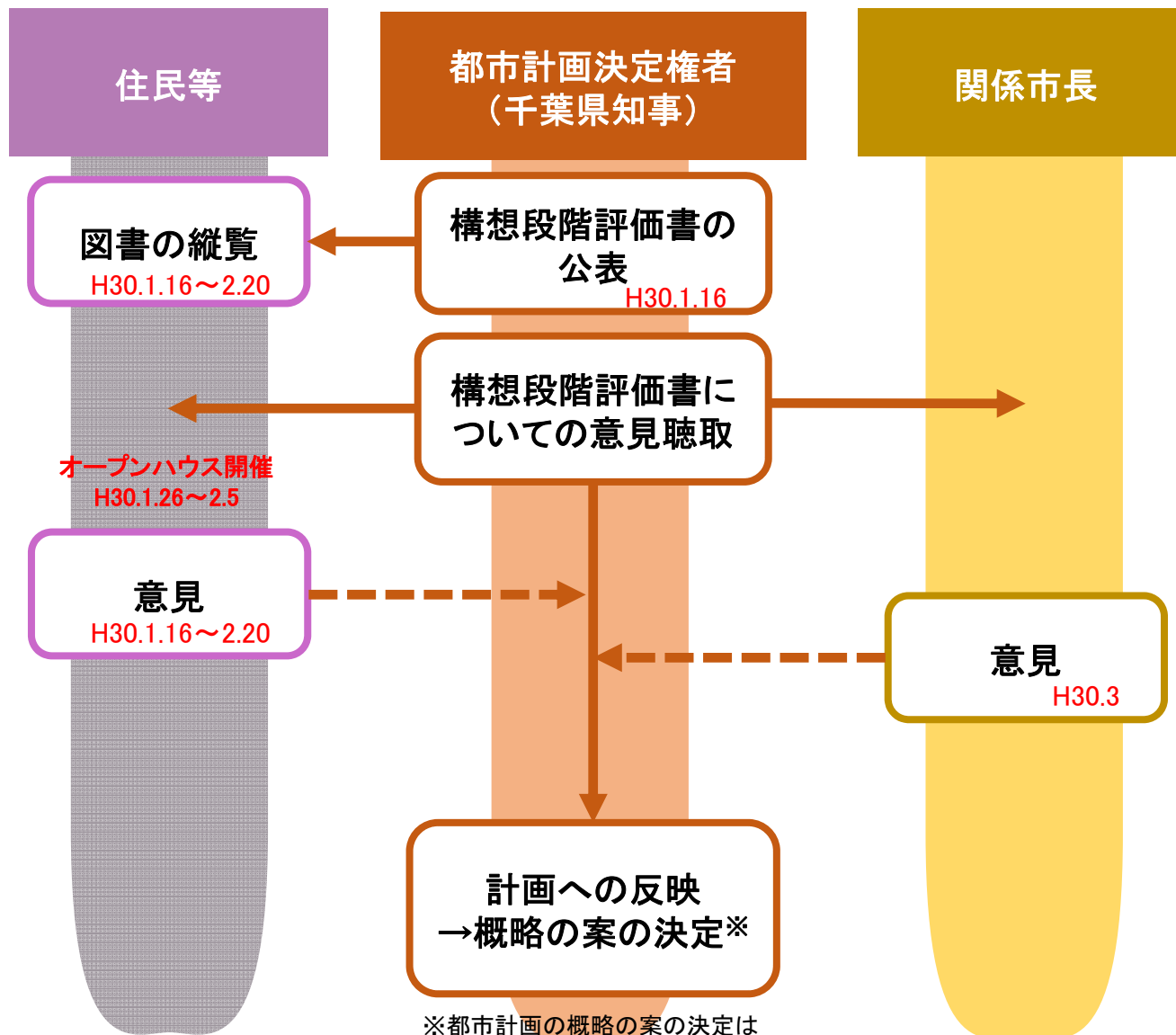
記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

- 人口集中地区 (DID)
- 重要な動植物、注目すべき生息地
- 注目すべき群落等 (特定植物群落)
- 注目すべき群落等 (記念物)
- 注目すべき群落等 (巨樹巨木林)
- 重要湿地
- 特別緑地保全地区
- 鳥獣保護区
- 保存樹木
- 自然環境保全地域
- : 主要な眺望点と眺望景観
- : 主要な景観資源

今後、具体的な道路構造を決定する段階で、できる限り周辺の住居等の保全対象や重要な動物、植物等の生息地及び生育地、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に配慮して計画。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討。

■ 構想段階評価書手続きの流れ



※都市計画の概略の案の決定は環境アセス手続きのルート帯（事業実施想定区域）の決定と一体的に行う。

※都市計画運用指針に基づき実施

■構想段階評価書の構成

第1章 都市計画決定権者の名称

- 千葉県が手続きを実施。

第2章 目的及び内容

- 事業の目的、手続きに至る経緯やルート設定の考え方。
- 上位計画(都市計画区域マスタープラン等)との適合性等。

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況※

- 構想段階(都市計画の概略の案)の検討を行うのに必要な事業特性、地域特性を把握。
- 概況の把握は既存資料の収集により実施。

※配慮書手続きと一体的に行うため、配慮書から引用

第4章 評価基準及び評価の方法

- 都市計画運用指針等に基づき、**事業特性、地域特性等から評価項目を設定**※

※環境影響の分野は、配慮書から引用

第5章 評価結果

- 構想段階における影響を評価※

なお、影響が見込まれる内容については、**今後の手続きにおいて検討**する。

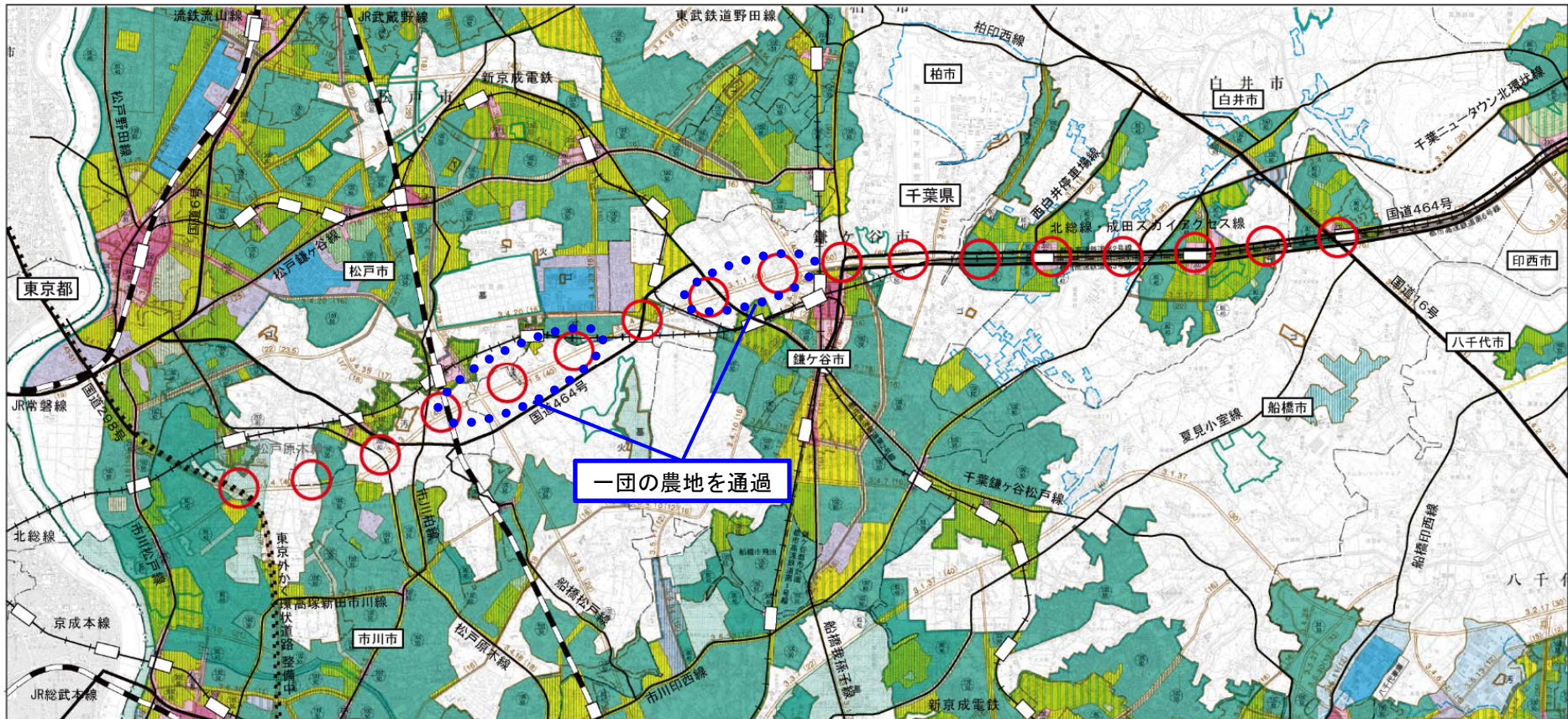
※環境影響の分野は、配慮書から引用

■ 構想段階評価書における「評価項目及び評価結果(1)」

北千葉道路の事業特性等を勘案し、評価分野毎に評価項目を選定し、評価した結果は下記のとおり。

評価分野	評価項目	評価結果(概要)
都市計画の一体性・総合性の確保	沿道土地利用など他の都市計画との整合性	・昭和44年に都市計画決定済みであり、現行の都市計画決定区域に基づき土地区画整理事業や鉄道事業などが計画・整備されていることから、沿道の土地利用など他の都市計画と一体性・整合性が図られているものと評価します。
自然的環境の整備又は保全		※配慮書手続きと同時に行うことから配慮書から引用
適切な規模及び必要な位置への配置	適切な道路の配置	・昭和44年に都市計画決定済みであり、現行の都市計画決定区域に基づき土地区画整理事業や鉄道事業などが計画・整備され、沿道の土地利用など他の都市計画との一体性・整合性が図られていることから、適切な道路の配置がなされているものと評価します。
円滑な都市活動の確保	産業活動の支援	・高速道路のインターチェンジへのアクセス時間の短縮効果や都心から成田空港への移動時間の短縮効果が期待されるため、産業活動の支援に資するものと評価します。
	周辺道路の渋滞の緩和	・新たな東西方向の幹線道路として機能することにより、交通容量が拡大され、交通の分散が期待されることから、周辺道路の渋滞の緩和に資するものと評価します。
	災害時のネットワークの向上	・緊急輸送道路の新たな東西軸として機能することにより、信頼性の高い緊急輸送道路ネットワークが形成されることから、災害時のネットワークの向上に資するものと評価します。
良好な都市環境の保持	農業的土地利用への影響	・一部地域において一団の農地を通過することから、農業的土地利用への影響は少なからずあるものと評価します。

■ 構想段階評価書における「評価項目及び評価結果(2)」



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都境界
-----	市区界

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域

	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

農業への影響については、今後の手続きの中で検討。
 なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討。

【参考】配慮書・構想段階評価書の縦覧・意見書の提出について

●**縦覧図書**: 計画段階環境配慮書(配慮書)・要約版
構想段階評価書(都市計画の概略の案)・要約版

●**縦覧場所**: 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課
市川市 道路交通部 交通計画課
船橋市 環境部 環境政策課、建設局 都市計画部 都市計画課
松戸市 街づくり部 都市計画課
柏市 都市部 都市計画課
鎌ヶ谷市 都市建設部 道路河川整備課
白井市 環境建設部 都市計画課

●**縦覧期間・時間**: 平成30年1月16日(火)～2月20日(火)午前9時～午後5時
※土曜日、日曜日及び祝日を除く

●**インターネットによる公表**: 千葉県県土整備部 都市整備局 都市計画課ホームページ
※土曜日、日曜日及び祝日も終日閲覧可能

●**意見書の提出**:【提出先】 千葉県 都市計画課まで、郵送または持参

【提出期限】平成30年2月20日(火)

※郵送の場合は当日消印有効

【意見書の記載事項】

- ・意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
- ・意見書の提出の対象である図書の名称
- ・配慮書については、環境の保全の見地からの意見
構想段階評価書については、都市計画上の見地からの意見